

## 第1 区政運営における行政手続きの見直しと適正化を図る緊急対策会議の結論

区における要綱、要領、マニュアル、指針等その名称を問わず事務処理手順（以下「内規」という。）の制定状況等調査の結果、特に問題とすべき点は認められなかった。

特に問題とすべき点は認められなかったところであるが、区政運営における透明性をさらに高めるため、今後、以下のとおり取扱うものとする。

- 1 法令（法律、政令、府令及び省令をいう。）条例及び規則（以下「法令等」という。）に基づかずに、区民に対してサービスを提供する事業を実施することを定めた内規（以下「単独給付事業実施要綱」という。）については、区公式ホームページにおいて公表するものとする。
- 2 単独給付事業実施要綱の制定又は改正を行った場合には、当該要綱の公表に併せて、制定又は改正の趣旨を公表するものとする。

## 第2 区政運営における行政手続きの見直しと適正化を図る緊急対策会議における調査

### 1 調査目的

区政運営における行政手続きの見直しと適正化を図る緊急対策会議（以下「適正化緊急対策会議」という。）では、障害者福祉課における不適切な事務処理要領の取扱いを踏まえ、類似事例の有無を確認するために、全庁における内規制定状況等の調査を行うこととした。

### 2 調査の着眼点

適正化緊急対策会議では、以下の点に着眼し調査に当たった。

- (1) 全庁的にどのような内規があるか。
- (2) 区民の権利義務に関する記載のある内規があるか。ある場合、法令等に反して権利を制限し、又は義務を課す取扱いとなるような記載はないか。
- (3) 特別出張所等、複数の課が同一業務を行っている場合、共通の内規に沿って事務処理がされているか。

### 3 調査方法

#### (1) 一次調査

##### ア 調査対象

要綱、要領、マニュアル、指針等、事務処理手順を定めたものの名称は様々であり、あらかじめ名称により調査範囲を限定すると、調査に漏れが生じる可能性があること。類似の事務処理が、事業執行課ごとで異なった内規に基づい

ていることがないか確認する必要があること。などから、名称を問わず全ての内規を調査対象とした。

#### イ 調査方法

各部において、現に利用している内規の洗い出しを行った。その調査に当たっては、内規に区民の権利義務に関する記載のあるものは、その内容を確認し、その内容が法令等と整合性が取れているかを各部の経営会議において確認した。

また、特別出張所等、複数の課が同一業務を行っている場合には、全ての課で同一内規の下で、統一的に事務処理等が行われているか確認した。

#### (2) 二次調査

障害者福祉課の事案では、平成19年3月28日付け障企発第0328002号、障障発第0328002号「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(以下「平成19年通知」という。)の内容に反して、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスの申請を受け付けない対応をとっただけでなく、平成19年通知に対する十分な対応が図られず、懸案事項としての状態のまま事務処理が行われていた。

区条例に基づく事業は、事業執行の根拠とする条例や規則の改正を行う際には、事業所管課が自ら発案して行うことから、その内容を十分把握しうる状態にある。一方で、法令、東京都の条例又は規則に基づく事業は、それらの改正があった場合には、官報への掲載や改正した旨の通知のみの場合も多く、ともすれば、今回の障害者福祉課の事案のように、当該改正への迅速かつ的確な対応が図られていない事例があるおそれが否定できない。

そこで、法令や東京都の条例等に区民の権利又は義務が規定された事業については、その事業執行に関して定めた内規が、根拠とすべき法令、東京都の条例又は規則(以下「上位根拠規程」という。)の改正等への対応が適切か否かについて、さらに慎重を期した確認を行うこととした。

#### ア 調査対象

区民の権利又は義務に関する事項が規定された法令、東京都の条例等に基づく事業で、当該事業の事務処理手順を定めた内規を対象とした。

#### イ 調査方法

調査対象とした内規における区民の権利義務に関する記載部分について、上位根拠規程における関係する条文と比較した。

その上でその記載内容が、上位根拠規程に反して、権利を制限し義務を課するような事務処理となる規定になっていないかを各部が経営会議において再確認を行った。

## 4 調査の経過

適正化緊急対策会議は、内規制定状況等調査について以下のとおり調査した。

年月日	調査経過
平成22年2月3日	第1回適正化緊急対策会議(内規制定状況等調査内容を協議)
平成22年2月5日	各部に対し、内規制定状況等調査(一次調査)を指示

平成22年3月1日 ～ 同18日	各部経営会議を経て提出された、内規制定状況等調査（一次調査）結果の確認及び対応方針の検討
平成22年3月19日	第4回適正化緊急対策会議（一次調査結果確認及び二次調査方針検討）
平成22年3月30日	第5回適正化緊急対策会議（二次調査方針決定）
平成22年4月13日	各部に対し、二次調査として、上位根拠規程との整合性再確認を指示
平成22年4月27日 ～ 平成22年5月18日	各部経営会議を経て提出された二次調査結果（上位根拠規程との整合性確認）についての確認等
平成22年5月19日	第8回適正化緊急対策会議（内規制定状況等調査内容確認及び報告案作成方針検討）
平成22年5月25日	第9回適正化緊急対策会議（報告書案検討）
平成22年6月1日	第10回適正化緊急対策会議（報告書最終確認・決定）

### 第3 調査結果

適正化緊急対策会議において調査・確認した内規制定状況等調査結果は、以下のとおりである。

平成22年4月1日現在における内規の総数は2,663件である。

そのうち、上位根拠規程に区民の権利又は義務が規定された事業の執行に関して定められた内規で、当該根拠規程により定められた区民の権利義務に関して何らかの記載がある内規が189件あった。

この189件については、上記第2の3の(2)のイのとおり二次調査を行ったところであるが、上位根拠規程に規定された区民の権利を制限し、又は義務を課すような事務処理となる規定はなく、適切な内規であることが認められた。

なお、2,663件のうち、単独給付事業実施要綱に相当するものが71件あった。

また、特別出張所及び保健センターにおいて、各所で同一業務を行っている場合における事務処理に係る内規については、同一の内規により、共通のルールに沿って事務処理が行われていることを確認した。

### 第4 内規制定状況等調査等の結果を踏まえた対応

上記、第3のとおり、内規制定状況等の調査結果では、特に問題とすべき点は認められなかった。

しかし、これを機会に、区政運営における透明性をさらに高め、行政手続きのより一層の適正化を図るために、内規制定状況等の調査及び障害者福祉課における事務処理要領決定手続等にかかる調査（以下「前回調査」という。）の結果を踏まえ、以下の対応を図るものとする。

## 1 区政の透明性をさらに高めるために

法令等は公表されているため、法令等に基づく事業について、区民はその内容や根拠を知ることができる。しかし、単独給付事業実施要綱に基づく事業は、事業周知用パンフレットの作成・配布等を行っているとしても、当該実施要綱が必ずしも公表されているとは限らない。

法令等に基づかず、要綱等により区民にサービスを提供している事業についても、当該要綱の内容や運用が区民サービスに直結したものであることから、単独給付事業実施要綱そのものを公表し、当該事業により提供されるサービスについて、その内容や事業の根拠を明らかにする必要がある。

以上の点から、結論のとおりに対応を図ることとした。

## 2 内部統制機能の更なる改善措置

### (1) 法制執務能力の強化

前回の調査の報告では、内規作成、改正時における内部統制機能の強化を図るために、各部経営会議の活用を図るものとしたところであるが、併せて職員個々の資質向上も図らなければならない。

内規を、正確なものとし、かつ職員や区民に分かりやすいものとするために、案文作成における原則や留意事項等のいわゆる立法技術について十分に理解しておくことは、その案文を作成する職員だけでなく、その案文を審査すべき文書取扱主任の審査能力向上に不可欠である。また、これらの知識は、法令等を実際に運用する個々の職員の法令解釈能力の向上にも役立つものである。

現在、区では、年1回、希望者を対象に、文書・法務研修を実施している。

そこで、今後は、この研修を、さらに主任主事職昇任者及び係長職昇任者に対するの悉皆（しっかい）研修とし、法制執務能力の強化徹底を図るものとする。

### (2) 事案決定過程における容易かつ確実なチェック方法の確立

財務会計・文書管理システム導入後、事案決定は同システムによる電子決定処理を原則としている。

電子決定処理は、事務処理の迅速化という利点の反面、端末機器の画面の大きさという物理的特性から、複数の添付文書の内容を比較したり、過去の決定文書と比較したりしながらチェックするなどの機能においては、紙文書による決定処理に比べると困難さが付きまとうことは否定できない。

そのため、事案決定過程において容易にその内容の確認が行える環境整備を行う必要がある。

そこで、平成23年度に予定している財務会計・文書管理システムの更新に当たっては、決定関与のあり方を見直すとともに、その運用における内規制定及び改正に係る起案文書に添付すべき文書の書式の標準化を図るものとする。